



手数料の納付方法が変わります！



令和6年9月から

警察手数料の支払いに

新潟県収入証紙の販売は無くなり

現金か**キャッシュレス**決済になります

十日町地区交通安全協会

(十日町市寿町 1-1-2 十日町交通センター内 ☎025-757-6055)

- 👉 証紙の使用は令和7年3月末日までです。キャッシュレス決済や現金決済との併用はできません。
- 👉 未使用証紙の還付は、警察の窓口では受け付けていません。詳細は新潟県HPをご覧ください。
- 👉 電子マネーのチャージはできません。

※キャッシュレス決済の種類等詳細は、新潟県警ホームページをご覧ください。